

《SHIBUYA109店頭イベントスペース使用規則》

株式会社SHIBUYA109エンタテインメント(以下「甲」という)は、SHIBUYA109の店頭イベントスペース(以下「当スペース」という)の使用に関し、使用を申し込む広告代理店(以下「乙」という)と申し込み広告主(以下「丙」という)との間に、次のとおり使用規則(以下「規則」という)を定める。

《当スペースの方針》

当スペースのイベントは、観客、通行者、及び関係スタッフが、イベントと融合して楽しむ事を目的とし、安全を第一に、これら関係する人々が危険や危害が及ぶことのないイベントの開催を目指す。また、事前告知等により多くの観客やファンを動員する(当スペースが混乱する)イベントは禁止とする。

第1条 【用語の定義】

「規則」における用語はそれぞれ次の意味である。

(当スペースの管理人)を「管理人」という。

(当スペースの開催イベント)を「当イベント」という。

(SHIBUYA109シリンダーPRシート)を「シリンダー広告」という。

(当スペースの使用申込書)を「申込書」という。

第2条 【当スペースの決定権】

当スペースに関するすべての決定権は甲にある。

第3条 【申し込み】

申し込みは当スペースホームページ上(以下「ホームページ」という)の「受け付け進行手順」に沿って進める。

- (1) 乙は、決定申し込みの前にホームページ上の「問合せシート」で甲に当イベント内容の承諾を得る。
「問合せシート」で当イベント内容の承諾を得ても、イベントを申し込み実施するか否かは乙の自由である。
- (2) 甲より内容の承諾が得られたら、スケジュールを確認の上、ホームページ上にある「FAX申込書」を使用し、甲に「当イベント」の申し込みが出来る。
- (3) 甲は乙より「FAX申込書」を受理した時点で契約の成立とし、同時に契約成立に伴う「規則」(解約金を含む)も適用となる。
- (4) 甲は乙より「FAX申込書」を受けると、乙に「申込書」をSHIBUYA109内、8F事務所(以下「事務所」という)で発行する。
- (5) 乙は「申込書」に記入押印し事務所へ提出する。
- (6) 乙が遠隔地の場合「申込書」の受け渡しを郵送とすることができる。
- (7) 当スペースの『仮申し込み』は受け付けない。

第4条 【申し込みの制限】

甲が以下のいずれかに該当すると判断した場合、申し込みは受け付けない。また、受け付け後にそれらが判明した場合、申し込みの取り消しや使用の中止をする。その際、甲及び管理人は何ら損害を賠償する責を負わない。

- (1) 公の秩序風俗を乱す恐れがある場合。
- (2) 提出した問合せシート契約書及び企画書の記載内容に偽りがある場合。
- (3) 建物、附帯設備を破損する恐れがある場合。
- (4) 使用権利を他人に譲渡、転貸した場合。
- (5) 出演者による混乱で、通行人、観客に危害がおよぶ恐れがある場合。
- (6) 甲が認めた以外の事前告知(出演者等のSNS等も含む)をした場合。(異常な混雑により通行人、観客への危害防止のため)
- (7) 政治色、宗教色がある場合。
- (8) タバコ、賭博、消費者金融、酒類及び賭博的要素を持つ遊技類、またこれらと関連する事項の場合。
- (9) 寄附行為、募金活動がある場合。
- (10) 物販、契約加入、周囲に危険・迷惑が及ぶ場合。
- (11) 関係官庁から中止命令、又はその恐れがある場合。
- (12) 大規模地震対策特別法による警戒宣言が発令された場合。
- (13) 内容が甲と競合関係にあると判断した場合。
- (14) 内容がシンダー広告、周辺商店街、町会の催事と競合する場合。
- (15) 主催者及び企画内容が甲のイメージに合わない判断された場合。
- (16) 内容が甲の運営上不相当と判断された場合。
- (17) 使用可能時間帯以外での使用の場合。
- (18) 広告代理店を通さない、直接の申し込み。
- (19) 海外の企業・広告代理店が日本の広告代理店を通さない申し込み。
- (20) 所定の申込み用紙を使わない、又は電話、口頭での申し込み。

第5条 【シンダー広告との競合】

- (1) 甲は当イベントの内容が、同時期の「シンダー広告」と競合すると判断した場合、当イベントは受け付けない。イベントが競合するか否かは、甲が「問合せシート」又は企画書に記載された当イベントの業種・内容により判断する。
- (2) 競合業種とはメーカー間の業種競合ではなく該当商品の業種をいう。

第6条 【使用スペースの制限】

当イベントで施工可能なスペースは、高さ制限も含めたスペース(図面参照)に限られ、サンプリングや観覧は通行人同線確保した所定のスペースに限る。それ以外のスペースや甲の施設は使用できない。

第7条 【使用時間の制限】

当イベントの使用可能な時間帯

開催時間10:00～20:00

設営時間6:00～9:45

撤去時間21:00以降

- ・設営がこの時間内で終了しないと判断した場合、前日設営が可能(別途料金が発生)
- ・撤去は21時以降速やかに行う。(翌日イベント前日設営がある場合は管理人より指示)

第8条 【使用料金及び支払い方法】

(1) 使用料金 (税抜)

イ. 当スペース使用料金 (設営・本番・撤去・管理費を含む)

平日料金 500,000円/日

土日祝日料金 800,000円/日

ロ. その他料金

電気使用料金 30,000円/日

前日設営料金 50,000円

ハ. ハイシーズン料金

春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・ハロウィン 時期にハイシーズン料金を設定。

該当日は基本スペース使用料金に200,000円/日 を割り増しとする。

(2) 支払い方法は以下に定める。

イ. 当スペースの使用料金は、指定された日時までに前払いとする。

ロ. 甲が認めた場合は、後払いもある。

ハ. 支払い方法で、「規則」以外の方法(乙及び丙の社内規則等)は認めない。

ニ. 支払いは銀行振り込みで、振込手数料は乙が負担する。

(4) 甲との協賛イベントで使用料が無料の場合でも、以下の経費がかかる。

イ. 電気使用料金

ロ. 前日設営料(該当の場合)

ハ. 管理費 50,000円/日

第9条 【事前打ち合わせ】

乙は当イベント開催日の1か月前までに管理人と詳細な打ち合わせを始める。

第10条 【関係官庁への届け出】

乙と丙は、当イベント内容で該当する項目を、監督官庁(警察署、消防署、保健所等)へ届け出て、各官庁の指示に従う事とする。届け出の不備による開催不可能は、甲及び管理人は何ら損害を賠償する責を負わない。また、使用料金は返金しない。

第11条 【責任の制限】

甲及び管理人は、当イベントにおいて乙と丙、又は第三者に発生したいかなる損害も賠償する責を負わない。

第12条 【保険及び警備の義務】

乙と丙は以下の義務を負う。

- (1) [イベント保険への加入] イベント保険へ加入する。加入は乙と丙の負担で直接行う。
- (2) [警備員の配置] 当イベント会場に必ずスタッフを配置する。また、それらの責任及び負担を負う。
- (3) [搬出入設営時の賠償] 搬入搬出、設営、撤去を含む人的、物的損害に対する警備(整理、誘導)及び賠償責任の責を負う。
- (4) [非常時] 災害等非常事態に備え、観客・通行人・関係者への避難誘導・応急設備・緊急連絡網等に万全の対策を講じ、企画書に明記し、スタッフに徹底する。
- (5) [夜間警備] 前日深夜施工や連日使用で会場に制作物がある場合、夜間は甲が指定する警備員を配置する。この申し込み、支払い等は乙と丙の負担で直接行う。

連絡先: 東急セキュリティ株式会社 TEL: 03-6866-7118

第13条 【実施上の諸注意】(搬入搬出、設営時を含む)

当イベント開催中における乙と丙の注意事項。

- (1) [指示] 甲及び管理人の指示に従う。
- (2) [責任者] 当スペースには必ず責任者を常駐する。
- (3) [申込書] 申込書のコピーを所持する。
- (4) [スタッフ章] スタッフは全員スタッフ章を着用する。
- (5) [危険物] 当スペースへの危険物の持ち込みは禁止する。
- (6) [喫煙・飲食] 所定の場所以外の喫煙、飲食は禁止する。
- (7) [現状復帰] 当イベント終了後、管理人の立ち合いで「当スペース」の原状復帰を行う。

当スペース及び甲の施設を破損又は汚した場合、実費負担とする。

- (8) [盗難等] 当イベントで発生した盗難は、乙と丙の責任で速やかに処理する。

当事項に関して甲と管理人は何ら損害を賠償する責を負わない。

- (9) [ゴミ処理] 当イベントで発生したゴミはすべて乙と丙で処理する。

- ・乙と丙が希望すれば甲は処理業者を紹介する。
- ・配布物がある場合、定期的に周辺地域の清掃に十分配慮する。

第14条 【禁止行為】

- (1) 甲及び管理人の指示に従わない行為。
- (2) 許可なく撮影録音をする行為。
- (3) 各法令及び当スペースの規則に違反する行為。

第15条 【非常事態】

以下の場合、甲及び管理人の判断で当イベントは中止する。その際、甲及び管理人は何ら損害を賠償する責を負わない。

- (1) [異常な混雑]当イベントが異常な混雑に陥り、観客、通行者、及び乙・丙関係者に危険が及ぶと判断した場合。
- (2) [SHIBUYA109の営業に支障がでる場合]甲の営業に支障が及ぶと判断した場合。
- (3) [官庁の中止命令]関係官庁から中止命令が発せられた場合。その恐れがある場合。
- (4) 第14条【禁止行為】に該当する場合。

第16条 【災害等による中止】

乙と丙の責によらない災害や不測の事故により「当スペース」の使用が困難となった場合、甲は何ら損害を賠償する責を負わない。ただし、可能な限り開催日の変更は対応する。

第17条 【解約】

申込書の受理後に、乙・丙の都合で解約する場合、甲に書面で解約届を提出する。その際の解約金は以下に定める。

- 当イベント実施日よりさかのぼり計算する。
- イ. 2か月以上、使用料の20パーセント
- ロ. 2か月未満～1か月以上、使用料の50パーセント
- ハ. 1か月未満～開催日まで、使用料の全額

第18条 【使用機材】

当イベントで使用するステージ、音響機材及び照明機材は、乙と丙で準備する。ただし、乙と丙が希望する場合、甲は各機材の担当会社を紹介する。その際、打ち合わせ、連絡、支払い等は直接乙・丙と担当各社間で行う。また、担当各社と乙・丙間で生じた事柄に関し、甲及び管理人は何ら損害を賠償する責を負わない。

第19条 【反社会的勢力の排除】

- (1) 甲、乙、及び丙は、お互いにいずれの相手方に対しても、本契約時において自己(自己が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその成員等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (2) 甲、乙、及び丙は、いずれの相手方でも反社会的勢力に属すると判明した場合、催促をする事なく、本契約並びに甲、乙、及び丙間で、別に締結されている契約についても解除することができる。

- (3) 前項により、甲、乙、丙間の本契約並びに甲、乙、及び丙間で別に締結されている契約を解除した場合、解除した者は解除された相手方の損害を賠償する責を負わない。
- (4) 第2項により、甲、乙、丙間の本契約並びに甲、乙、丙間で別に締結されている契約を解除した場合、解除された相手方は解除した者に生じた損害について賠償する責を負う。

第20条【その他】

- (1) 甲、乙及び丙は、本規約並びに契約に関し、知り得た相手方の機密事項に関する守秘義務を、将来にわたり互いに負うものとする。
- (2) 本規約並びに契約に関し生じた一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第1審の管轄裁判所とする。
- (3) 本規約は、予告無しに追加・変更する事がある。本規約に定めない事項については甲が判断し、これを定める。

2017年4月 改訂